

○産業廃棄物処理施設の設置許可一覧

No. (ページ番号)	許可番号	許可年月日	設置場所	施設の名称	施設の種別	処理能力		処理方式	処理できる廃棄物の種類	構造及び設備の概要
						埋立地面積	埋立容量			
	※許可制度 施行前に 申請	昭和62年12月16日	福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯4330番23	旧処分場	第Ⅰ期 管理型最終処分場 (政令第7条第14号ハ施設)	埋立地面積 11,260 m ²	埋立容量 94,100 m ³	層状埋立方式	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず、鉱さい、建設廃材、ばいじん	・埋立場 全面遮水型 ・浸出水貯水槽 鉄筋コンクリート製(貯水能力 2500m ³) ・水処理施設 計画処理水量(最大183m ³ /日、平均98m ³ / 日)
①	若保F第1号	平成9年3月26日	福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯4330番23、4330番40、4330番43、 4330番51、4330番52、4330番53 福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯4181番1、4181番2 福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯4187番1	新処分場	第Ⅱ期 管理型最終処分場 (政令第7条第14号ハ施設)	埋立地面積 50,912 m ²	埋立容量 739,000 m ³ (767,422m ³)	層状埋立方式	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん	・埋立場 全面遮水型 ・浸出水貯水槽 鉄筋コンクリート製(貯水能力 2000m ³) ・水処理施設 計画処理水量(150m ³ /日)
②	会振S第16号	平成29年4月27日	福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字経塚2493番1、2516番、2519番2	選別処理施設	産業廃棄物の選別処理施設 (条例第32条施設)	1661.28 t/日(16h)		粒度、磁力、重力、手 選別方式	①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴ ムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず(がれき類 を除く。)及び陶磁器くず、⑧がれき類(これらのうち自動車 等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物 であるものを除く。)	・振動スクリーン ・ロールスクリーン(OMR-2、OMR-5) ・吊下式磁選機(BST-115B-S) ・重力選別機(PIMTER602U) ・手選別コンベア ・クリーンカッター(C-100) ・T型定量供給機(T-3-5)
③	会振P第34号	令和1年7月30日	福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯4330番23	ストーカ炉	汚泥の焼却施設 (政令第7条第3号施設) 廃油の焼却施設 (政令第7条第5号施設) 廃プラスチック類の焼却施設 (政令第7条第8号施設) その他の産業廃棄物の焼却施設 (政令第7条第13号の2施設)	36.000 t/日(24h) 30.912 t/日(24h) 18.720 t/日(24h) 41.016 t/日(24h)	階段水冷ストーカ方 式		産業廃棄物:①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃 プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物 性残さ、⑩動物系固形不要物、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去 に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、⑭がれき類 (これらのうち、自動車等破砕物を含み、石綿含有産業廃棄 物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特 別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上14種類 特別管理産業廃棄物:①廃油(揮発油類、灯油類及び軽油 類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、②感 染性産業廃棄物 以上2種類	ストーカ炉 1基 着火バーナ 1基 助燃バーナ1 1基 助燃バーナ2 1基 ドラム加熱バーナ 1基 ストーカ炉押込ファン 1基 再燃焼室 1基(ロータリーキルン炉と一体構 造) 減温塔 1基(〃) バグフィルタ 1基(〃) 消石灰タンク 1基(〃) 活性炭タンク 1基(〃) 誘引ファン 1基(〃) 煙突 1基(〃)
④	会振P第35号	令和1年7月30日	福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯4330番23	ロータリーキルン炉	汚泥の焼却施設 (政令第7条第3号施設) 廃油の焼却施設 (政令第7条第5号施設) 廃プラスチック類の焼却施設 (政令第7条第8号施設) その他の産業廃棄物の焼却施設 (政令第7条第13号の2施設)	54.576 t/日(24h) 46.872 t/日(24h) 28.392 t/日(24h) 62.184 t/日(24h)	ロータリーキルン& ストーカ方式		産業廃棄物:①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃 プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物 性残さ、⑩動物系固形不要物、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去 に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、⑭がれき類 (これらのうち、自動車等破砕物を含み、石綿含有産業廃棄 物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特 別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上14種類 特別管理産業廃棄物:①廃油(揮発油類、灯油類及び軽油 類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、②感 染性産業廃棄物 以上2種類	キルン炉 1基 助燃バーナ1・2 2基 助燃バーナ3・4 2基 キルン炉押込ファン 1基

1

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成9年3月26日

住所 福島県会津若松市町北町大字上荒久田字村北122番地
氏名 有限会社あいづダストセンター
代表取締役 一重準之助

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

福島県会津若松保健所長 佐藤 實



許可の年月日	平成9年3月26日	許可番号	若保F第1号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：管理型最終処分場（施行令第7条第14号ハ） 処理する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉋さい、建設廃材、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（以上13品目）		
設置場所	福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯4330番23, 4330番40, 4330番43, 4330番51, 4330番52, 4330番53 福島県河沼郡柳津町大字藤字外山口4181番1, 4181番2 福島県河沼郡柳津町大字藤字外山口4187番1		
処理能力	処分場面積	83,958㎡	
	埋立地面積	50,912㎡	
	埋立容量	739,000㎡	
許可の条件	*****		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指導を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

2

産業廃棄物指定処理施設設置許可証

平成29年4月27日

住所 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
氏名 株式会社あいづダストセンター 代表取締役 一重 卓男

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第32条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物指定処理施設であることを証します。

福島県会津地方振興局長 戸田 光昭



許可の年月日	平成29年4月27日	許可番号	会振S第16号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：産業廃棄物の選別施設 産業廃棄物の種類： ①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず ⑧がれき類 （これらのうち自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上8種類		
設置場所	福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字経塚2493番1、2516番、2519番2		
処理能力	1661.28 トン/日(16時間稼働)		
許可の条件	*****		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年7月30日

住所 福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神461番地
氏名 株式会社あいづダストセンター 代表取締役 一重 卓男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

福島県会津地方振興局長 守岡 文浩

許可の年月日	令和元年7月30日	許可番号	会振P第34号
<p>施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</p>	<p>施設の種類 [ストーカ炉]： 汚泥の焼却施設（施行令第7条第3号施設） 廃油の焼却施設（施行令第7条第5号施設） 廃プラスチック類の焼却施設（施行令第7条第8号施設） その他の産業廃棄物の焼却施設（施行令第7条第13号の2施設）</p> <p>処理する産業廃棄物の種類</p> <p>(1) 産業廃棄物 ①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物性残さ、⑩動物系固形不要物、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、⑭がれき類 （これらのうち、自動車等破砕物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上14種類</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物 ①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、②感染性産業廃棄物 以上2種類</p>		
設置場所	福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯4330番23		
処理能力	<p>ストーカ炉</p> <p>汚泥 36.000 t/H（24時間） 廃油 30.912 t/H（24時間） 廃プラスチック類 18.720 t/H（24時間） その他の産業廃棄物 41.016 t/H（24時間）</p>		

許可の条件	*****
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)
留意事項	<p>1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</p> <p>2 計画内容等に変更があった場合は当振興局に速やかに連絡し、指示を受けること。</p> <p>3 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</p>

DO NOT COPY

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年7月30日

住所 福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神461番地
氏名 株式会社あいづダストセンター 代表取締役 一重 卓男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

福島県会津地方振興局長 守岡 文浩



許可の年月日	令和元年7月30日	許可番号	会振P第35号
<p>施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</p>	<p>施設の種類〔ロータリーキルン炉〕： 汚泥の焼却施設（施行令第7条第3号施設） 廃油の焼却施設（施行令第7条第5号施設） 廃プラスチック類の焼却施設（施行令第7条第8号施設） その他の産業廃棄物の焼却施設（施行令第7条第13号の2施設）</p> <p>処理する産業廃棄物の種類</p> <p>（1）産業廃棄物 ①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物性残さ、⑩動物系固形不要物、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、⑭がれき類 （これらのうち、自動車等破砕物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上14種類</p> <p>（2）特別管理産業廃棄物 ①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、②感染性産業廃棄物 以上2種類</p>		
設置場所	福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯4330番23		
処理能力	<p>ロータリーキルン炉</p> <p>汚泥 54.576 t/日（24時間） 廃油 46.872 t/日（24時間） 廃プラスチック類 28.392 t/日（24時間） その他の産業廃棄物 62.184 t/日（24時間）</p>		

許可の条件	*****
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当振興局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

DO NOT COPY